

## インドネシア：法務 Q&A

---

### Question:

現地法人を設立するにあたり、注意すべき点がありますか。

### Answer:

日本企業が設立する現地法人は事業範囲、資本金等につき外資規制の適用を受けますので、現地法人により実施予定の事業がどのような内容の外資規制の適用を受けるのかを事前に調査する必要があります。

---

### Question:

現地の事業を清算・撤退する場合に気を付ける点がありますか。

### Answer:

撤退の方法には、大きく分けて、①保有株式の譲渡と②会社の清算があります。②の方法による場合は、従業員への退職給付が高額となる場合があること、債務超過の場合には破産申立を行わなければならないこと、納税者基本番号（NPWP）の返還に伴う税務調査が原因で手続が長期化するおそれがあることなどに注意が必要です。

---

### Question:

日本の親会社から現地法人に出向する場合には、どのような手続きが必要でしょうか。

### Answer:

現地法人に出向する従業員は出向先の現地企業に外国人労働者として雇用されることになるため、出向先である現地企業において、外国人労働者を使用するために必要な労務及び入国管理に関する手続（RPTKA に関する当局からの承認取得等）を履践する必要があります。

---

### Question:

現地での従業員の雇用・解雇にあたって気を付ける点がありますか。

### Answer:

期間の定めのない従業員との雇用関係を解消する場合、該当従業員が同意しないときは、解雇を認容する裁判所の判決を原則として取得する必要があります。日本のように裁判外での意思表示により解雇の効力が生じる法制度とはなっていない点に注意が必要です。

---

Question:

契約の準拠法を選択できますか。また、契約書の言語について規制がありますか。

Answer:

契約の準拠法は選択可能です。契約書の言語については、インドネシア人又はインドネシア企業と締結する契約はインドネシア語で締結する必要があります。契約当事者に外国人又は外国法人が含まれる場合は、インドネシア語に加え、外国語でも締結することができます。

---

Question:

契約書に仲裁条項を入れたり、国際裁判管轄を定めたりすることはできますか。またその際の注意点はありますか。

Answer:

仲裁や国際裁判管轄の合意は可能であり、実務上も広く行われています。もっとも、インドネシア国外の裁判所で得られた判決を債務名義としてインドネシア国内で強制執行を行うことはできません。

---

Question:

現地法人から日本の本社へ配当などを送金することについて、規制がありますか。

Answer:

現地法人から日本の本社へ配当などを送金することにつき、送金額に関する制限はありません。

---

Question:

現地法人を運営するにあたって、コンプライアンス上気を付ける点がありますか。

Answer:

インドネシアでは法改正が頻繁に行われ、また事業分野毎に適用法令が体系的にまとめられているという状況にないため、遵守すべき法令の内容や法令の実務運用に関する情報を正確かつ迅速に把握する手段を構築することが重要となります。

---

**Question:**

現地法人の取締役について、国籍・居住地・人数等の要件は定められていますか。

**Answer:**

現地法人の取締役は、会社法上 1 名以上を選任する必要がありますが、国籍及び居住地に関する要件は同法には規定されていません。もっとも、特定の事業分野に属する会社の取締役については、他の法令で居住地等に関する要件が個別に規定されている可能性があります。なお、インドネシアに居住している取締役がいない場合、会社の運営に事実上支障を生じる可能性がありますので注意が必要です。

---